

## 市発注工事における積算誤りについて

中央・美浜公園緑地事務所が実施した工事の入札において、予定価格と最低制限価格が過少となっていたことが判明しましたので、お知らせします。

また、適正な予定価格で入札を実施した場合、別の事業者が落札者となる事案であるため、契約者との合意により契約を解除しましたので、併せてお知らせします。

### 1 概要

令和3年11月25日付で契約した、「真砂第4公園野球場防球ネット設置工事」において、設計の誤りによる違算が判明し、予定価格と最低制限価格が過少となっていたことが判明しました。

適正な予定価格で入札を実施した場合、別の事業者が落札者となる事案であり、入札の公平性・公正性確保の観点から、契約者との合意により契約を解除しました。

### 2 当該工事

真砂第4公園野球場防球ネット設置工事

工期 令和3年11月26日～令和4年2月28日

### 3 契約解除日

令和4年5月31日

### 4 違算の原因

設計書作成時に、既設バックネット補修に係る処分費単価と、この処分に係る管理費区分を誤って積算してしまったものです。

#### (1) 既設バックネット補修に係る処分費

誤 38,800円/t      正 39,500円/t

#### (2) 上記処分費に係る管理費区分

誤 間接費の対象      正 間接費の対象外

### 5 違算による入札結果の誤り

#### (1) 予定価格

誤 17,721,000円      正 17,732,000円

#### (2) 最低制限価格

誤 14,117,000円      正 14,126,000円

落札者の入札価格は14,120,000円であり、正しい最低制限価格を適用すると失格となることが判明しました。

## 6 経緯

令和3年11月25日 契約締結  
12月7日 違算が判明  
12月8日 工事一時中止を通知し、契約者と契約解除に向けた協議を実施  
令和4年5月31日 契約者と契約の解除及びそれまでに要した経費等の損害について市が支払うことで合意した。(合計1,270,000円)

## 7 対応状況

当該工事について改めて設計を行い、今年度に再度入札手続きを行う予定です。

## 8 再発防止策

今回の事例について、関係部署で情報共有を図るとともに、今後の設計にあたっては、公園建設部門による検算も行うといったチェック体制の強化を図ります。

引き続き、職員の適正な業務執行に向け、再発防止に向けた指導を徹底してまいります。